

第 4 期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定方針（案）

1. 趣旨・方向性

“みんなでつくる、誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち”を基本理念とし、平成30年3月に市と南丹市社会福祉協議会が一体的に策定した「第3期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の計画期間が令和5年3月を以て満了します。この間の取組を振り返り、現状の問題点や、取り組むべき課題や方向性を明確にし、益々重要性を増している、地域を主体とした「共助」の仕組みづくりや取組を、実行性をもってさらに推し進めていくために、「第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画」を引き続き一体的に策定します。

第4期計画においては、第3期計画の基本的な方向性を受け継ぎながら、多様化・複雑化するニーズを捉え、成年後見制度利用促進基本計画を盛り込み、新たに顕在化してきた課題を踏まえた計画の策定を行います。

2. 計画の位置づけ

(1) 法令上の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき市町村が策定する行政計画であり、地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく社会福祉協議会が策定する、住民や関連団体の自主的・自発的な福祉活動を中心とした地域福祉を推進するための活動計画です。

本市では、第3期計画で「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定することにより、実効性を高める計画としました。

(参考) 社会福祉法 抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1. 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
2. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
5. 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

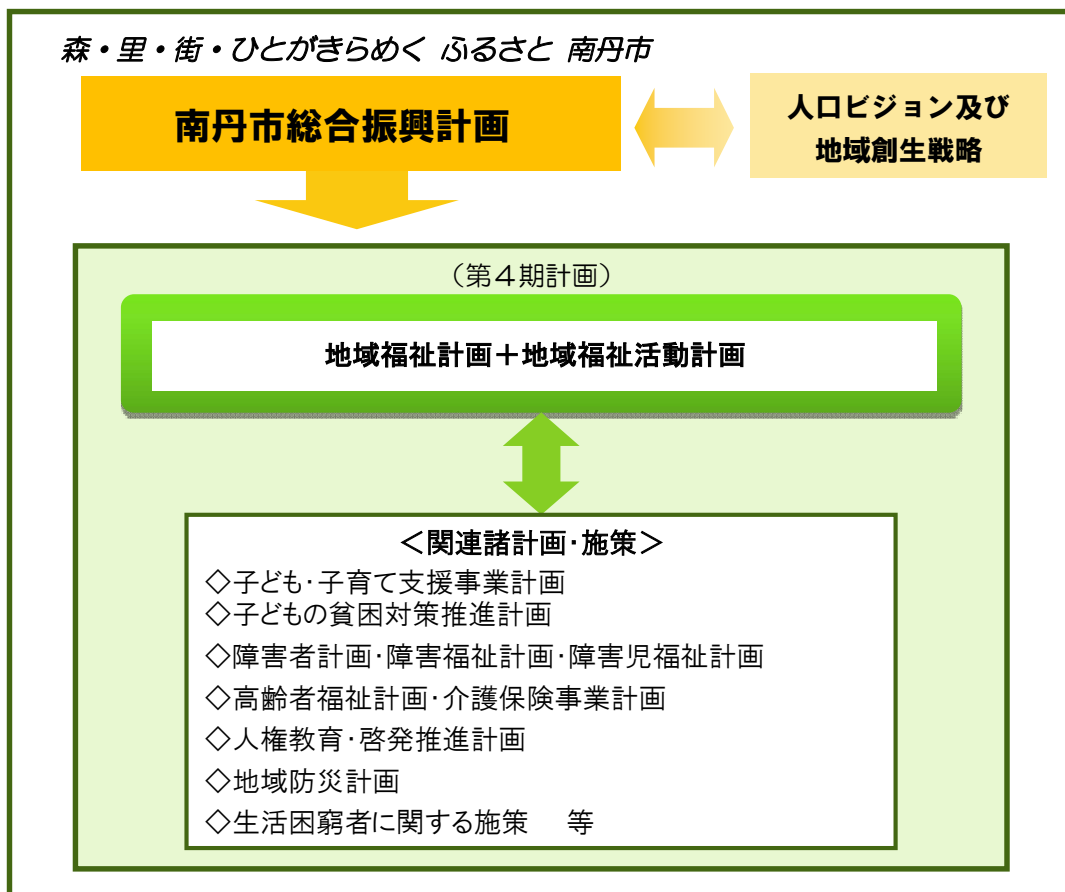
1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(省略)

(2) 他の計画との関係

南丹市地域福祉計画は、南丹市総合振興計画を上位計画として位置づけ、本市の福祉分野の個別計画である「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「子どもの貧困対策推進計画」その他の関連する計画との整合性を図りながら策定します。

これら分野別の個別計画は、対象者のニーズに応じたサービスの整備目標や取組を具体的に示していますが、これに対して、地域福祉計画は生活の場である地域に着目し、誰もが安心して自立した生活を送ることができるように、既存の福祉サービスだけでは対応困難な問題への対応、地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項、地域福祉を推進するための基盤整備、公民協働の仕組みづくり等の取組の方向性を示し、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、相互に連携して地域福祉を推進します。



3. 策定期間及び計画期間

【策定期間】 令和3年度から令和4年度の2カ年で策定します。

【計画期間】 令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とします。

4. 計画策定の進め方

(1) 計画策定の体制

① 「南丹市地域福祉計画推進委員会」へ諮問

計画策定にあたり、現行の第3期南丹市地域福祉計画の進捗状況の把握と推進のための方策や計画の見直しに関する事項を審議する「南丹市地域福祉計画推進委員会」に対し、第4期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定について諮問がされました。

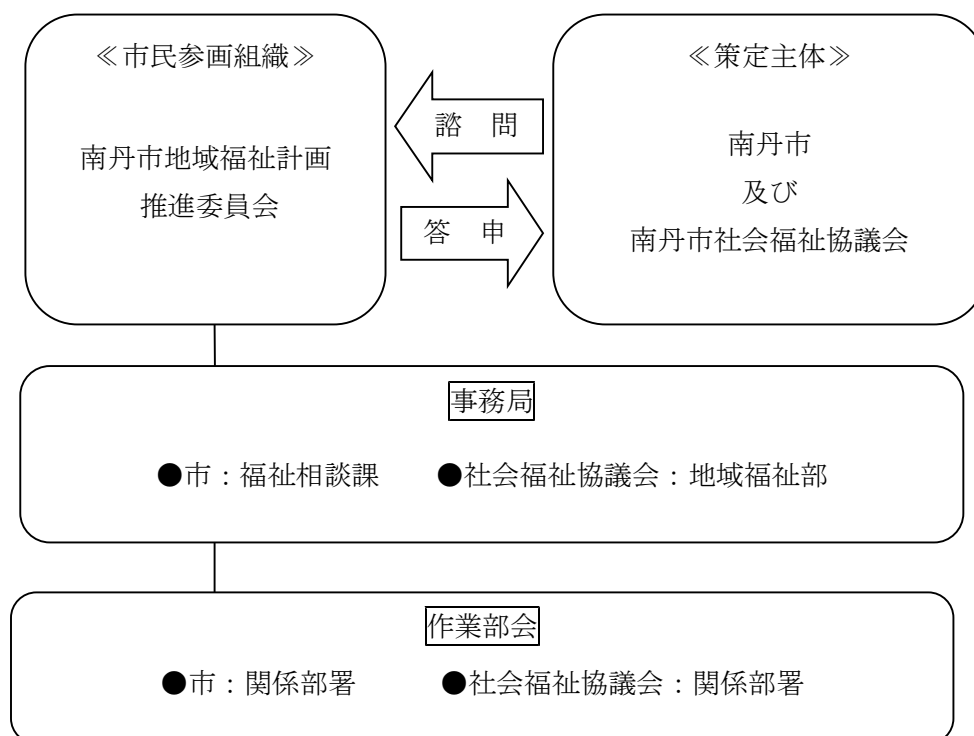
② 計画策定のための「作業部会」の設置

南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進作業部会設置要綱に規定する作業部会を、第4期計画策定のための作業部会と位置づけます。作業部会員の構成は、南丹市福祉保健部の関係職員と南丹市社会福祉協議会の関係職員を中心とし、必要に応じて部会長が指名する者が協議に参加できる方法を取り、地域福祉計画推進委員会で検討する資料作成、ワークショップの実施や調査・研究、計画の素案づくり等を行います。

③ 事務局体制

南丹市福祉保健部福祉相談課及び南丹市社会福祉協議会地域福祉部の合同事務局とします。

【計画の策定体制のイメージ図】



(2) 課題把握方法

① アンケート調査の実施

計画づくりの参加の場のひとつとして、地域での暮らしや地域福祉についての意見や、地域福祉活動への参加の意向等を聞くために、市民や関係団体等にアンケート調査を行います。

◎市民アンケート：18歳以上の南丹市民から、無作為に抽出した3,000人を調査対象とします。

◎その他アンケート：個別の分野に関して調査が必要な場合に、関係する対象者・関係団体等にアンケート調査を行います。

② ワークショップの開催

地域福祉計画の策定にあたっては市民の意見等を広く反映させるため、市民参加によるワークショップを行います。

ワークショップでは、市民に参加いただき、市民の視点で日頃から思ったり気づいたりしている地域の生活課題や福祉サービスに対するニーズ、福祉の担い手のあり方等、地域福祉に係わる課題とそれに対する方向性について議論していくことと

します。

令和4年度に実施することとし、具体的な実施方法については令和3年度に実施するアンケート結果等を踏まえ決定することとします。

(1) 計画案の検討方法

第3期計画の基本目標、基本施策の進捗状況を分析し、課題を抽出します。また、市民アンケート等の実施、ワークショップの開催によって把握した地域の現状と課題も合わせて、作業部会で検討し、第4期計画の素案を作成します。

(2) 推進委員会への報告及び承認、市計画決定及び公表

- ① 策定過程において推進委員会を適宜開催し、状況を報告します。
- ② 作業部会でまとめられた計画案を推進委員会に諮ります。
- ③ 推進委員会から市長、市社協会長へ答申します。
- ④ その後所定の手続きを行い、市の計画として決定し、公表します。

(3) 住民参加・参画

- ① 地域福祉計画は、社会福祉法に規定する市町村計画として位置づけられており、地域福祉の推進にあたっては地域住民や社会福祉関係者等が相互に協力して努めることとしており、地域福祉計画の策定にあたっては、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を営業者」「社会福祉に関する活動を行う者」の意見を反映することが義務付けられています。(社会福祉法第4条、第107条)
- ② 地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方であることから、制度によるサービス(公助)を利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことが重要となってきます。そこで、第4期計画の策定にあたって、地域住民、社会福祉関係団体・事業者、関係機関等の参加・参画により、幅広く意見を聞き、その意向を反映した計画としていくことを基本として、下記の方法により計画策定を進めます。

<住民参加・参画の方法>

- i. 地域福祉計画推進委員会へ委員として参画
- ii. 市民アンケート等による参画
- iii. ワークショップへの参画
- iv. 推進委員会の公開、市のホームページでの審議経過の公開
- v. 計画案に対するパブリックコメントへの参画